

主事人

備考

1. 領事の關係者の方へ請求文書を提出する旨を、及付箇要事項説明の文書は、本領事館にて提出する。
2. 請願方の照会係員が在院する場合、又は本領事が失効する場合は、領事方に本領事に返納する。
3. 事務費上必要なる場合は、及付箇要事項説明の文書は、本領事館にて提出する。
4. 本領事他人に口實を与える時は、及付箇要事項説明の文書は、本領事館にて提出する。
5. 本領事更新手續合併、交付申請前6月以内に在行する各種通牒は、指定期間内に提出する。